評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象としたポンプは、標準仕様書に規定する空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ (横形)、ボイラー給水ポンプ (立形)、揚水用ポンプ (横形)、揚水用ポンプ (立形)、汚水・雑排水・汚物用水中モーターポンプに該当する次の機材である。

- ① 横形遠心ポンプ(空調用、ボイラー給水用、揚水用)
 - ・小形渦巻ポンプ
 - ・小形多段遠心ポンプ
 - ・ 両吸込渦巻ポンプ
- ② 水中モーターポンプ (汚水用、雑排水用、汚物用)
- ③ 立形遠心ポンプ (ボイラー給水用、揚水用)

(2) 評価の範囲

- (イ) ポンプの形式(形番)は、製品シリーズを表しており、ナイロンコーティング品、高圧押込用、高温 用等多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書の仕様との照合・確認の必要があ る。
 - ① 横形遠心ポンプ
 - (a) 横形遠心ポンプは、JIS B 8313 (小形渦巻ポンプ)、JIS B 8319 (小形多段遠心ポンプ) 及び JIS B 8322 (両吸込渦巻ポンプ) に記載された範囲を評価の対象としている。
 - (b) 電動機が2極形で鋳鉄製ケーシングのものは吸込口径32mm以上を評価の対象としている。
 - (c) ケーシングが SUS 製の製品は、吸込口径 25mm 以上を評価の対象としている。
 - (d) 揚水用で鋳鉄製ケーシングの製品は、ナイロンコーティングを施したものであり、使用温度範囲は $0\sim40$ Cとする。
 - (e) 揚水ポンプの羽根車の材質に JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) の CAC 406 を用いる場合は、鉛除 去表面処理されたものであることを確認している。
 - ② 水中モーターポンプ
 - (a) 水中モーターポンプは、汚物用を除き JIS B 8325 (設備排水用水中モーターポンプ) に記載され た範囲を評価の対象としている。
 - (b) 排水ポンプの最小口径は、原則として汚物用または厨房排水にあっては呼び径 80、雑排水にあっては呼び径 50、その他は呼び径 40 とする。
 - (c) 吐出口径 150mm 以下で水中形三相誘導電動機及び水中形単相誘導電動機の機種を評価の対象としている。
 - (d) カッター付ポンプは、評価の対象としていない。
 - (e) 着脱装置部分は、評価の対象としている。
 - (f) 羽根車の形状は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事監理指針」の汚水・雑排水・ 汚物用水中モーターポンプの項に記載されている分類による。

③ 立形遠心ポンプ

- (a) 評価対象範囲を次に示す。
 - ・揚水用は、吸込口径が 50mm 以下で定格出力が 5.5kW 以下を評価の対象(標準仕様書適用範囲) とし

ている。また、揚水用で吸込口径が 50mm を超え 100mm 以下を評価の対象 (評価事業独自設定範囲) として確認している。

- ・ボイラー給水用は、吸込口径 100mm 以下を評価の対象としている。
- (b) 海外製品については、JIS 規格との整合を確認している。

2. 品質·性能

(1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2)性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質·管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。